

7. 施策の実現に向けて

本計画を実現していくためには、計画の策定主体である幕別町のみならず、住民や住宅関連事業者・関連団体等が相互に連携して総合的に進めていくことが必要といえる。

(1) 住民及び住民団体・民間事業者との連携

住宅施策は住民の生活と密接に関わっていることから、住民の要望を的確に捉えた施策の実施が必要である。また、各種施策の実施にあたっては、住民の幅広い理解と協力が不可欠といえる。

このようなことから、住民等の要望の把握や、必要とされている情報が容易に得られるようにすることなど、住民及び住民団体等との連携に努めていくことが必要となる。

また、様々な住宅を取り巻く課題に対応していくため、近年のサービス付き高齢者向け住宅の立地にみられる様に、住民のみならず、地域における工務店や建設関連団体ほか幅広い主体の参画・連携により、効率的な事業展開を行っていくことも必要となる。

(2) 関係機関・民間団体等との連携

①国及び国の機関等

住生活基本法ほか住宅と密接に係る各種法律や種々の大綱・方針等は国の住宅政策の基本をなすものであり、これらに関する動向を十分に踏まえるとともに、各事業実施に際しては、交付金や補助金の効果的な活用を図っていくことが必要となる。

②北海道

北海道の住宅施策のあり方等についてまとめられた「北海道住生活基本計画」や関連する計画や事業の動向を十分に踏まえるとともに、各事業実施に際して、交付金や補助金の効果的な活用を図っていくことが必要となる。

③近隣自治体

各種施策のうち、近隣自治体と一体となって取り組むことが必要な施策においては、北海道等の指導のもと近隣自治体との連携を図り適切に推進していくことが必要となる。

④民間団体

各種施策の推進に向け、専門家等の協力・連携により効果的な展開が見込まれる場合などは、適宜これらの団体や人材との連携を図っていくことが必要となる。

(3) 庁内関係部局との連携

昨今策定された、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「幕別町人口ビジョン」、また、「幕別町公共施設等総合管理計画」などの上位計画における目的や方針などを踏まえ、住宅・住生活分野の施策展開を図っていくことが必要となる。

なお、住宅施策の実現にあたっては、その範囲が広範かつ多岐にわたるものであることから、関係する各部局との連携のもと、一体的・総合的に取り組んでいくことが必要となる。